

富山県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 28年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	1,069,512	476,865,631	1,601,142	131,893,498	27.7	27.2

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいう。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高の教員、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含む。

注3 住民基本台帳人口は、平成30年1月1日現在での人口である。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

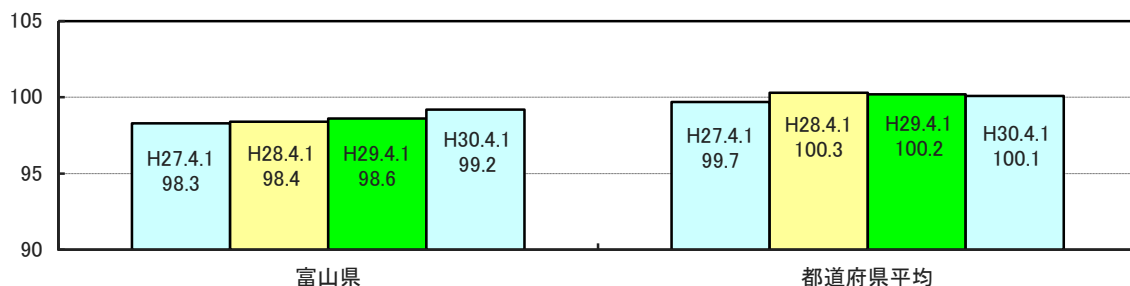
区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)	都道府県平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	14,237	61,770,994	11,251,822	24,271,129	97,293,945	6,834	7,174

注1 職員手当には退職手当を含まない。

注2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

注3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数をいう。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
30年度	367,821円	367,204円	617円 (0.17%)	0.17%	0.17%	0.16%

注 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
30年度	4.47月	4.40月	0.07月	0.05月	4.45月	4.45月

注 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級(全号給)及び2級の初任給に係る号給については引き下げず、3級以上の高位号給については最大で4%引き下げを行う。激変緩和措置のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準に対し、富山県においても同様の基準で支給。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を上げることとした。

支給地域	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度 の支給割合	平成 29 年度 の支給割合
	4 月 1 日時点	遡及改定後		
特別区 (1 級地)	17%	17.5%	20%	20%
国基準	18%	18.5%	20%	20%
大阪市 (2 級地)	14%	14.5%	16%	16%
国基準	15%	15.5%	16%	16%
名古屋市 (3 級地)	12%	13%	15%	15%
国基準	13%	14%	15%	15%
富山市 (7 級地)	2%	2%	3%	3%
国基準	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成 27 年 4 月 1 日実施)

(6) 特記事項

・特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		H17. 4. 1～ H20. 3. 31	H20. 4. 1～ H23. 3. 31	H23. 4. 1～ H25. 6. 30	H25. 7. 1～ H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H27. 3. 31	H27. 4. 1～ H28. 3. 31	H28. 4. 1～ H29. 3. 31
特別職	知事	△10%	△18%※	△18%※	△20%※	△17%※	△16%※	△14%
	副知事等	△7%	△13%※	△13%※	△15%※	△12%※	△11%※	△9%
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等 △7%※ 上記以外の者 △4%	富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △13. 77%※ 上記以外の者 △10. 77%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △3%	△2%
	次長級～ 課長級		富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △2%		富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △2%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 △2%	△1%
	課長補佐級 ～主任	△3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △1%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △10. 77%※ 上記以外の者 △7. 77%	富山市勤務者等 △2%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △1%※ 上記以外の者 —	—
	一般職員				富山市勤務者等 △7. 77%※ 上記以外の者 △4. 77%			

※地域手当の凍結分(平成 20～25 年度は△3%、平成 26 年度は△2%、平成 27 年度は△1%)を含みます。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富山県	43 歳 11 月	331,053 円	406,491 円	360,514 円
国	43 歳 6 月	329,845 円	—	410,940 円
都道府県平均	43 歳 1 月	327,050 円	413,909 円	369,953 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給料月額 (B)	A/B
富山県	58 歳 6 月	27 人	295,648 円	322,943 円	303,563 円	—	—	—	—
うち運転手	57 歳 0 月	12 人	323,675 円	353,331 円	333,160 円	自家用自動車 運転者	64 歳 6 月	182,300 円	1.94
うち用務員	56 歳 10 月	4 人	295,780 円	305,689 円	301,492 円	用務員	55 歳 7 月	207,200 円	1.48
国	50 歳 8 月	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
都道府県平均	52 歳 11 月	210 人	324,106 円	379,720 円	357,326 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
富山県	—	—	—
うち運転手	5,507,700 円	2,355,700 円	2.34
うち用務員	4,926,200 円	2,808,700 円	1.75

注 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成 27～29 年の 3 ヶ年平均）

注 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

注 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45 歳 7 月	380,744 円	427,169 円
都道府県平均	44 歳 10 月	375,279 円	440,397 円

③ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	43 歳 2 月	360,936 円	396,491 円
都道府県平均	43 歳 0 月	361,178 円	419,034 円

④ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富山県	38 歳 6 月	315,056 円	415,100 円	338,513 円
国	41 歳 4 月	317,397 円	—	374,941 円
都道府県平均	38 歳 5 月	320,732 円	456,228 円	368,727 円

注1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	185,800 円	179,200 円
	高校卒	151,500 円	147,100 円
技 能 労 務 職	高校卒	144,500 円	—
	中学卒	136,500 円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	207,500 円	—
	短大卒	182,300 円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	207,500 円	—
	短大卒	185,000 円	—
警 察 職	大学卒	212,500 円	208,000 円
	高校卒	176,400 円	169,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

経験年数 区分		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満
一 般 行 政 職	大学卒	282, 100 円	335, 000 円	367, 000 円	391, 400 円	405, 300 円
	高校卒	241, 000 円	280, 300 円	336, 000 円	357, 200 円	373, 200 円
技 能 労 務 職	高校卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し	294, 800 円	334, 600 円
	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し	該当者無し	329, 500 円
高等学校 教 育 職	大学卒	325, 900 円	374, 600 円	404, 000 円	424, 700 円	432, 300 円
	短大卒	272, 000 円	310, 100 円	341, 800 円	386, 400 円	420, 300 円
小・中学校 教 育 職	大学卒	331, 700 円	372, 000 円	398, 000 円	417, 300 円	425, 000 円
	短大卒	293, 900 円	345, 400 円	374, 700 円	404, 000 円	416, 200 円
警 察 職	大学卒	301, 500 円	353, 000 円	386, 900 円	397, 500 円	413, 700 円
	高校卒	269, 100 円	312, 200 円	364, 600 円	387, 700 円	403, 800 円

注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数を
いうものである。

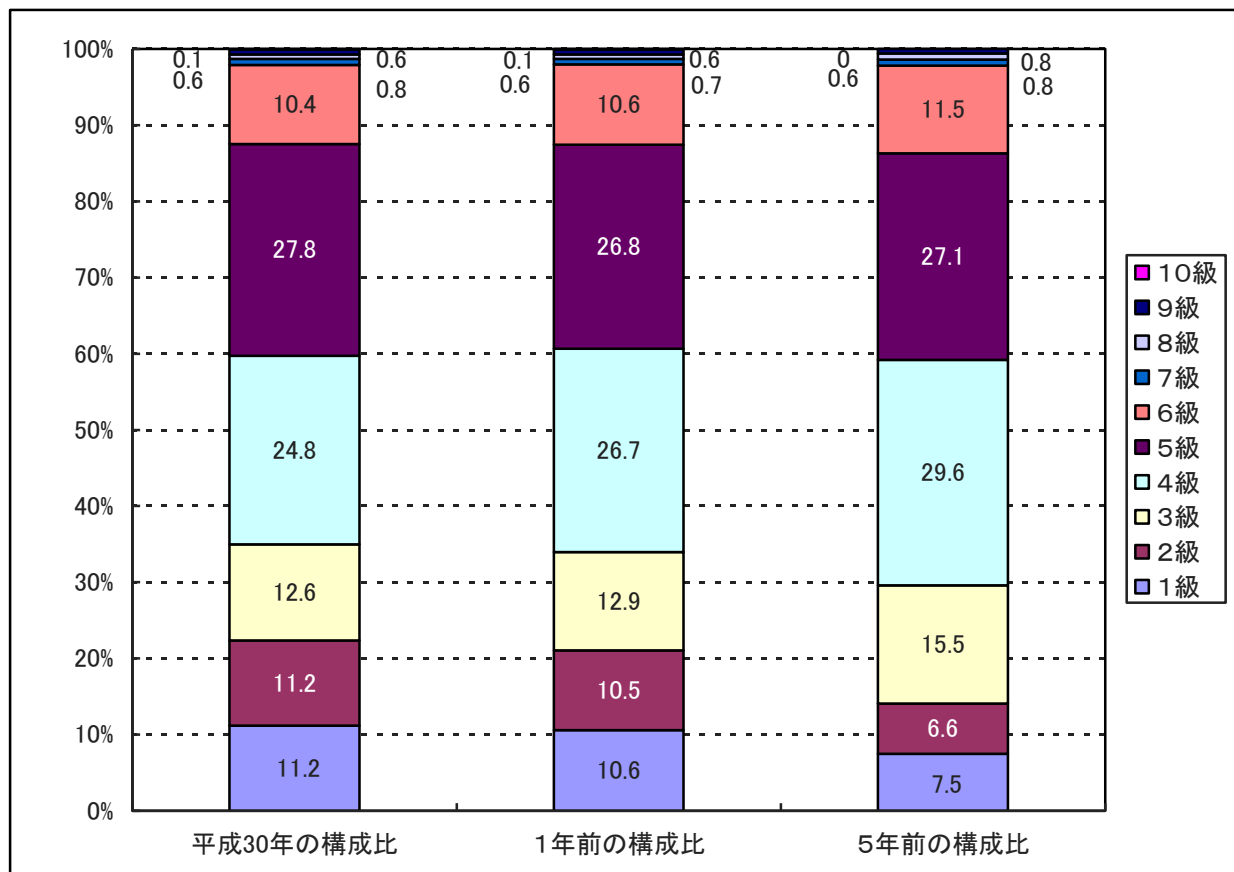
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の 給与月額	最高号給の 給料月額	参 考	
						1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	369	11.2	142,600円	247,100円	10.6	7.5
2級	主事、技師	370	11.2	192,700円	303,800円	10.5	6.6
3級	係長、主任	417	12.6	228,900円	349,600円	12.9	15.5
4級	係長、主任	819	24.8	262,000円	380,600円	26.7	29.6
5級	本庁の課長補佐、 大規模出先機関の課長	918	27.8	288,000円	392,600円	26.8	27.1
6級	本庁の課長、 出先機関の長	345	10.4	318,500円	409,800円	10.6	11.5
7級	本庁の室長、 大規模出先機関の長	27	0.8	362,300円	444,500円	0.7	0.8
8級	本庁の次長	21	0.6	407,700円	468,200円	0.6	0.8
9級	本庁の部長	19	0.6	458,000円	527,100円	0.6	0.6
10級	本庁の部長	2	0.1	521,300円	559,100円	0.1	0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分	昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1 人当たり平均支給額（29 年度） 1,667 千円	—
(29 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 (勤続 43 年以上)	47.709 月分 (勤続 35 年以上)	最高限度額	47.709 月分 (勤続 43 年以上)	47.709 月分 (勤続 35 年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
認定を受けた早期退職者の数 65 名					
1 人当たり					
平均支給額	自己都合 726 千円	その他 22,211 千円			

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 29 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 29 年度決算）			1, 190, 234 千円
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成 29 年度決算）			148, 593 円
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	24 人	20%
大阪市	16%	1 人	16%
名古屋市	15%	1 人	15%
富山市	3 %	7, 818 人	3 %
上記以外の県内市町村	0 %	7, 216 人	0 %
医師	16%	158 人	16%
総計・平均支給率（注）	1.74%	15, 218 人	1.75%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			99. 2 (99. 2)

注 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

注 2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 29 年度決算）		1, 321, 507 千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成 29 年度決算）		196, 390 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 29 年度） 注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		44. 2% (10. 1%)	
手当の種類（手当数）		27 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額 740 円以内
指導訓練手当	消防学校、総合衛生学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額 450 円 又は月額 11, 540 円

社会福祉業務手当	厚生センター、障害者相談センター等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額 10,500 円以内又は日額 500 円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額の 100 分の 16 以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額 17,420 円以内又は給料月額の 100 分の 8 以内
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額 80,000 円以内又は勤務 1 回につき 9,000 円以内又は勤務 1 時間につき 2,100 円
夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後 10 時から午前 5 時までの看護等の業務	勤務 1 回につき 3,550 円以内、通勤距離により 1,140 円以内の額を加算
精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	・毒劇物を使用した研究 ・病理細菌の試験検査 ・汚水施設等を有する工場等の立入検査等	日額 300 円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	業務により給料月額の 100 分の 8 以内又は日額 740 円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300 円

と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	・ 獣畜のと殺・解体 ・ 死亡家畜の解体検査等	業務により給料月額の100分の10以内又は日額1,200円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額820円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額100分の8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額18,000円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	・ 漁業取締、水産試験調査 ・ 渡船の運航 ・ ひき船作業	業務により日額810円以内又は月額6,600円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額670円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額1,000円以内
特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額300円等
高压ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高压ガスの製造施設等の立入検査	日額300円
警察職員業務手当	地方警察職員	・ 山岳遭難者救助作業 ・ 銃器犯罪捜査作業 等	日額2,000円等
教員特殊業務手当	教育職員	・ 非常災害時における児童の保護等 ・ 週休日の部活動での指導等	日額16,000円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成した学級の担任	日額290円

教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
道路補修手当	土木センターに勤務する単純労務職員	道路補修業務	日額 270 円

(5) 時間外勤務手当

	支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
平成 29 年度決算	3,297,860 千円	506 千円
平成 28 年度決算	3,189,212 千円	491 千円

(6) その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給額 (29 年度決算)
扶養手当	(1) 扶養親族 1 人につき 6,500 円、ただし 子は 10,000 円 (2) 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にあ る子 1 人につき、5,200 円 を加算	異	○国の制度 (1) 同じ (2) 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間に ある子 1 人につき、 5,000 円を加算	千円 1,352,828	円 239,439
住居手当	借家等 (1) 家賃 20,000 円以下の場合 家賃－9,000 円 (2) 家賃 20,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃－20,000 円)/2 (最高限度額 27,000 円)	異	○国の制度 (1) 家賃 23,000 円以下の場合 家賃－12,000 円 (2) 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃－23,000 円)/2 (最高限度額 27,000 円)	千円 573,764	円 299,929
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額に よる一括支給 全額支給限度額 1 箇月当たり 55,000 円	異	○国の制度 (1) 同じ	千円 1,442,891	円 109,617

	(2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円～34,890円 (3)駐車料金 駐車料金－3,000円 (上限3,000円)		(2)距離段階区分に応じ 2,000円～31,600円 (3)なし		
初任給 調整手当	医学等に関する専門的知識 を必要とし、かつ採用による 欠員の補充が困難な職に採 用された職員に支給 医師・歯科医師 採用後35年以内の期間、 採用から1年を経過するご とにその額を遡減して支給 (最高支給月額308,000円) 獣医師 採用後20年以内の期間、 採用から1年を経過するご とにその額を遡減して支給 (最高支給月額35,000円)	異	獣医師が支給対象となっ ている。	千円 457,265	円 2,230,563
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴 い転居しやむを得ない事情 により配偶者等と別居し、単 身で生活することを常況と する職員に支給 30,000円＋加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の 住居との交通距離が100km 以上の場合に8,000～70,000 円を加算	同		千円 79,108	円 446,938
管理職 手当	管理又は監督の地位にある 職員に当該職の区分に応じ て146,400円以内を支給	同		千円 1,131,762	円 733,957
休日勤務 手当	休日等において正規の勤務 時間中に勤務した職員に支 給 1時間当たりの給与額× 1.35×時間数	異	1時間当たりの給与額の算 定に、寒冷地手当、特 地勤務手当・へき地 手当、月額の特 殊勤務手当、農 林漁業普及指導 手当を含める。	千円 447,421	円 68,686
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10 時から翌日の午前5時までの 間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額× 0.25×時間数			千円 221,041	円 33,933
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職 員が勤務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等 6,800円	同		千円 502,484	円 268,421

	・福祉施設等における管理監督 7,400 円 ・医療当直看護師等 6,900 円 医師 21,000 円				
管理職員 特別勤務 手当	(1)管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000～12,000 円 6時間超 6,000～18,000 円 (2)管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に 2,000～6,000 円を支給	同		千円 1,923	円 274,643
寒冷地 手当	寒冷地に在勤する職員に 11 月から 3 月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額 17,800 円 扶養親族無 月額 10,200 円 ・その他の職員月額 7,360 円	同		千円 17,812	円 53,650
特勤勤務 手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1 級地 4 % 3 級地 12 % 2 級地 8 % 4 級地 16 %	同		千円 12,661	円 1,055,042
義務教育 等教員 特別手当	小中学校、高等学校、特別支援諸学校に勤務する教育職員に級号給に応じて 2,000～8,000 円を支給			千円 551,166	円 69,451
定時制 通信教育 手当	定時制・通信制教育に従事する教育職員に給料の 6 % (管理職手当受給職員は 4 %) を支給			千円 50,318	円 218,774
産業教育 手当	実習を伴う農業・水産・工業に関する科目を主として担任する教育職員に給料の 6 % を支給			千円 73,186	円 296,301
へき地 手当	山間地等に所在する学校に勤務する教育職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1 級地 8 % 4 級地 20 % 2 級地 12 % 5 級地 25 % 3 級地 16 % 準ずる地域 4 %			千円 28,655	円 311,470

農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500～14,500円を支給 ただし、管理職は支給対象外		千円 21,717	円 168,345
--------------------	---	--	--------------	--------------

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,300,000 円		
	副知事	1,020,000 円		
報 酬	議 長	910,000 円		
	副議長	860,000 円		
	議 員	780,000 円		
期 末 手 当	知 事	(29年度支給割合)		
	副知事	3.30 月分		
	議 長	(29年度支給割合)		
	副議長	3.30 月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	130 万円×在職月数×0.65	40,560 千円	(任期毎)
	副知事	102 万円×在職月数×0.45	22,032 千円	(任期毎)

注 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

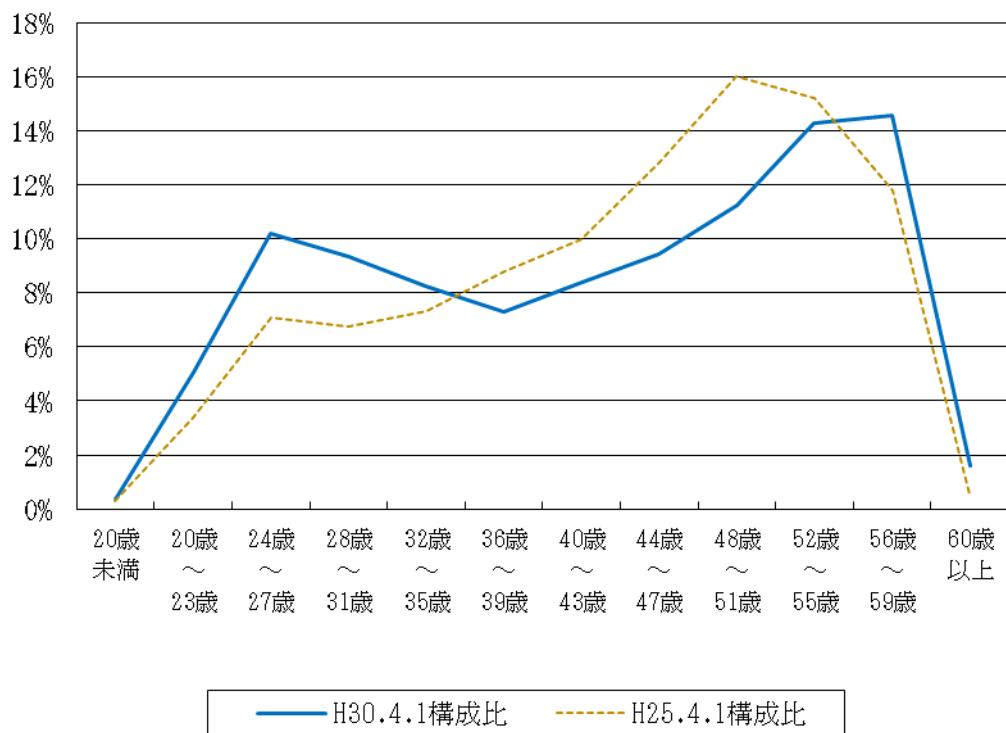
(各年4月1日現在、単位：人)

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 29 年	平成 30 年		
一 般 行 政 部 門	総務企画・税務	684	700	16	シアター・オリンピックス、冬季 スキー国体推進体制強化による増
	民生・衛生	768	763	△5	富山県リハビリテーション病院・こども支 援センターへの派遣職員の減
	商工・労働	248	248	0	
	農 林 水 産	777	759	△18	全国植樹祭とやま 2017 終了に伴 う減
	土 木	736	727	△9	道路維持管理業務の見直しに伴う 減
	小 計	3,213	3,197	△16	(参考:人口 10 万人当たり職員数 304 人)
部 門 特 別 行 政	教 育	8,741	8,672	△69	児童・生徒数の減による教職員数 の減
	警 察	2,283	2,298	15	地域警察活動強化等のための体制 整備に伴う増
	小 計	11,024	10,970	△54	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,043 人)
会 計 公 営 企 業 等	病 院	1,020	1,047	27	リハビリ体制の充実強化等に伴 う増
	そ の 他	115	116	1	
	小 計	1,135	1,163	28	
合 計		15,372 [16,385]	15,330 [16,306]	△42 [△79]	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,458 人)

注1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを
含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

注2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員数の状況



(平成 30 年 4 月 1 日現在の年齢別職員構成比)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 57	人 779	人 1,563	人 1,433	人 1,261	人 1,117	人 1,283	人 1,449	人 1,722	人 2,190	人 2,234	人 242	人 15,330
構成比	% 0.4	% 5.1	% 10.2	% 9.3	% 8.2	% 7.3	% 8.4	% 9.5	% 11.2	% 14.3	% 14.6	% 1.6	% 100

(3) 職員数の推移

		H16. 4. 1								過去5年 の増減数 (率)
		基準	H24. 4. 1	H25. 4. 1	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1	累計
一般行政部門		4,159	3,364	3,332	3,287	3,254	3,229	3,213	3,197	—
		—	△ 59	△ 32	△ 45	△ 33	△ 25	△ 16	△ 16	△ 962
		—	△ 1.4	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.4	△ 23.1
特別行政部門		11,633	11,240	11,180	11,151	11,066	11,026	11,024	10,970	—
		—	△ 18	△ 60	△ 29	△ 85	△ 37	△ 5	△ 54	△ 663
		—	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.5	△ 5.7
教育 警察	教育部門	9,429	8,986	8,933	8,907	8,798	8,762	8,741	8,672	—
		—	△ 29	△ 53	△ 26	△ 109	△ 36	△ 21	△ 69	△ 757
		—	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.3	△ 1.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.7	△ 8.0
	警察部門	2,204	2,254	2,247	2,244	2,268	2,267	2,283	2,298	—
		—	11	△ 7	△ 3	24	△ 1	16	15	94
		—	0.5	△ 0.3	△ 0.1	1.1	△ 0.0	0.7	0.7	4.3
公営企業等		1,048	1,032	1,047	1,055	1,064	1,113	1,135	1,163	—
		—	24	15	8	9	49	22	28	115
		—	2.3	1.4	0.8	0.9	4.7	2.1	2.7	11.0
合 計		16,840	15,636	15,559	15,493	15,384	15,371	15,372	15,330	—
		—	△ 53	△ 77	△ 66	△ 109	△ 13	1	△ 42	△ 1,510
		—	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.1	0.0	△ 0.2	△ 9.0

注1 各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数（H16. 4. 1 職員数）に対する比率です。

注2 累計の下欄の上段は基準数（H16. 4. 1 職員数）に対する増減数、下段は基準数（H16. 4. 1 職員数）に対する増減率です。